



JSG ニュースレター

<Tax>

「外国営利事業の所得税法第 25 条第一項の規定 による所得額計算適用申請案件の審査原則」 一部条文改正

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2023 年 5 月 29 日付で台財税字第 11104713420 号通達において、[「外国営利事業の所得税法第 25 条第一項規定による所得額計算適用申請案件の審査原則」](#)の改正条文を公表しました。今般の改正のポイントは下表のとおりです。

項目	改正のポイント
第四点 (代理人の範囲を拡大)	<ul style="list-style-type: none">改正前の規定では、自らまたは委託された台湾国内居住の個人もしくは台湾国内に固定営業場所を有する営利事業のみ代理人として徴税機関に申請することができたが、改正後は規定を緩和し、機関、団体または学校も代理人とすることができる。
第五点 (必要添付書類)	<ul style="list-style-type: none">申請時には、すでに締結発効した契約書の写しを提出しなければならない。 改正前の規定では、当該書類が外国語の場合、中国語の訳文を添付しなければならなかったが、改正後は、所轄国税局により要点部分の中国語訳

	<p>または英語版の提出許可を得ている場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オンライン申請で委任状を提出する場合、所轄国税局の調査に備え、委任状原本を保管しておく必要がある旨の規定を追加。
<p>第六点 (申請期限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正前は、以前の行政手続法（中国語：行政程序法）に規定する請求権の時効5年に基づき、収入を得た日から申請日までに5年が経過している場合、請求権は時効によって消滅し、申請を受理しないとされていた。 <p>改正後は、行政手続法の請求権の時効が10年に改正されたことに合わせ、収入を得た日から申請日までに10年が経過している場合は、適用を認めない旨を明記。</p>
<p>第十一点 (適用許可期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国営利事業は2023年5月29日以降、所得税法第25条第一項の規定により所得額を計算することを許可された場合、適用許可期間は5年を上限とする。ただし、当該期間よりも契約期間の方が短い場合は、契約期間を基準とする。 <p>前述の適用許可期間が満了したときは、再度、適用を申請することができる。</p>

勤業衆信の見解

1. 今般の改正により、申請期限は外国営利事業の収入取得日から起算して10年後までとなります。これは、2013年5月22日付で改正された行政手続法第131条第一項の規定を適用するものです（下記）。
「公法上の請求権は、請求権者が行政機関である場合、別段の定めを除き、5年間行使しない場合は消滅する。請求権者が人民である場合、別段の定めを除き、10年間行使しない場合は消滅する。」
よって、外国営利事業は、第25条第一項の対象となる報酬の取得後10年以内であれば、適用および税金還付の申請を行なうことができます。
2. 租税協定、所得税法第8条の台湾源泉所得認定関連の申請事項についても、その申請期限に行政手続法第131条第一項の10年規定が適用されるのか、財政部に問い合わせを行った結果、今後議論を進めるとの回答を得ました。営利事業は、申請の可能性のある案件で、5年超10年未満のものがあれば、申請について先に検討をすすめ、税額還付を受ける機会を逃すことのないよう、ご注意ください。

 Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)
台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



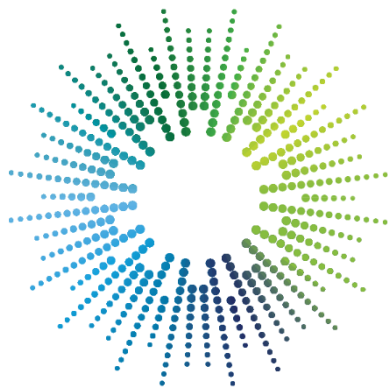
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2023 勤業叢信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

「外國營利事業申請適用所得稅法第二十五條第一項規定計算所得額案件審查原則」條文修正案

財政部於 112 年 5 月 29 日發布台財稅字第 11104713420 號修正「[外國營利事業申請適用所得稅法第 25 條第 1 項規定計算所得額案件審查原則](#)」條文，謹將修正重點臚列如下：

項目	修正重點內容
第四點 (放寬代理人身份)	原規定僅得自行或委託在中華民國境內居住之個人或有固定營業場所之營利事業為代理人，向稽徵機關申請，修正後放寬機關、團體或學校亦得為代理人。
第五點 (應檢附文件)	<ul style="list-style-type: none">● 申請時應檢附已簽署生效之合約書影本。如為外文者，應檢附中文譯本，修正後如經管轄國稅局核准提示中文摘譯或英文本者，不在此限。● 新增規定如採線上申辦上傳授權書檔案者，應備妥授權書正本供管轄國稅局查驗。

<p>第六點 (申請期限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 原規定按當時行政程序法 5 年請求權時效規定，明訂申請日與取得收入之日相距已逾 5 年者，請求權時效已消滅，應不予受理。 ● 本次人修正，配合行政程序法請求權時效已修正為 10 年，明訂申請日與取得收入之日相距已逾 10 年者，應否准適用。
<p>第十一點 (核准適用期間)</p>	<p>外國營利事業於 112 年 5 月 29 日以後經核准依本法第 25 條第 1 項規定計算所得額者，核准適用期間，以 5 年為限。但合約較短者，以該期間為準。前項核准適用期間屆滿，得再提出申請適用。</p>

勤業眾信觀點

1. 本次修正申請期限為外國營利事業取得收入日起算10年，係適用102年5月22日行政程序法第131條第1項修正規定「公法上之請求權，於請求權人為行政機關時，除法律另有規定外，因五年間不行使而消滅；於請求權人為人民時，除法律另有規定外，因十年間不行使而消滅。」因此，外國營利事業取得適用報酬未逾10年者，皆可提出申請適用並退還溢繳稅款。
2. 詢問財政部表示，針對租稅協定、所得稅法第8條中華民國來源所得認定相關申請事項，其申請期限是否也適用政程序法第131條第1項10年規定，會再作研議。提醒營利事業若有相關申請事項已逾5年但未逾10年，應評估先向國稅局提出申請，以爭取適用退還溢繳稅額的機會。

 [Get in touch](#)

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為 “Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為 “Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡 (統稱為 “Deloitte 組織”) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾（明示或暗示），DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2023 勤業眾信版權所有 保留一切權利